

第7章

気候変動の影響への適応

(1) 「適応」とは

IPCC 第5次評価報告書によれば、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて、気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。

この気候変動の影響に対処するため、第6章で記載した、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して調整を行う「適応」を進めることが求められています。

(2) 国の適応計画

IPCC の最新の科学的知見や国際的な動向を踏まえ、我が国においても気候変動の影響への適応の検討が進められてきました。

政府の適応計画策定に向けて、既存の研究による気候変動予測や影響評価等について整理し、包括的に気候変動が日本に与える影響及びリスクの評価について審議するため、2013年7月に中央環境審議会地球環境部会のもとに気候変動影響評価等小委員会が設置され、2015年3月に中央環境審議会により「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられました。

これを受けて、2015年9月に、気候変動の影響への適応に関し、関係府省庁が緊密な連携の下、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議が設置され、2015年11月に政府として初の気候変動の影響への適応計画が閣議決定されました。

適応計画の中で地方公共団体については、住民生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、気候変動の影響評価を行うとともに、その結果を踏まえ、関係部局間で連携し推進体制を整備しながら、自らの施策に適応を組み込んでいき、総合的かつ計画的に取り組むことが重要であるとされています。

【気候変動の影響への適応計画（概要）】

基本的考え方（第1部）

■目指すべき社会の姿

- 気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築

■基本戦略

- (1) 政府施策への適応の組み込み
- (2) 科学的知見の充実
- (3) 気候リスク情報等の共有と提供を通じ理解と協力の促進
- (4) 地域での適応の推進
- (5) 国際協力・貢献の推進

■対象期間

- 21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむね10年間における基本的方向を示す。

■基本的な進め方

- 観測・監視や予測を行い、気候変動影響評価を実施し、その結果を踏まえ適応策の検討・実施を行い、進捗状況を把握し、必要に応じ見直す。このサイクルを繰り返し行う。
- おおむね5年程度を目途に気候変動影響評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。

分野別施策（第2部）

■農業、森林・林業、水産業

- 影響：高温による一等米比率の低下や、りんご等の着色不良等
- 適応策：水稻の高温耐性品種の開発・普及、果樹の優良着色系品種等への転換等

■水環境・水資源

- 影響：水温、水質の変化、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加等
- 適応策：湖沼への流入負荷量低減対策の推進、渇水対応タイムラインの作成の促進等

■自然生態系

- 影響：気温上昇や融雪時期の早期化等による植生分布の変化、野生鳥獣分布拡大等
- 適応策：モニタリングによる生態系と種の変化の把握、気候変動への順応性の高い健全な生態系の保全と回復等

■自然災害・沿岸域

- 影響：大雨や台風の増加による水害、土砂災害、高潮災害の頻発化・激甚化等
- 適応策：施設の着実な整備、設備の維持管理・更新、災害リスクを考慮したまちづくりの推進、ハザードマップや避難行動計画策定の推進等

■健康

- 影響：熱中症増加、感染症媒介動物分布可能域の拡大等
- 適応策：予防・対処法の普及啓発等

■産業・経済活動

- 影響：企業の生産活動、レジャーへの影響、保険損害増加等
- 適応策：官民連携による事業者における取組促進、適応技術の開発促進等

■国民生活・都市生活

- 影響：インフラ・ライフラインへの被害等
- 適応策：物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設における防災機能の強化等

基盤的・国際的施策（第3部）

■観測・監視、調査・研究

- 地上観測、船舶、航空機、衛星等の観測体制充実
- モデル技術やシミュレーション技術の高度化等

■気候リスク情報等の共有と提供

- 気候変動適応情報にかかるプラットフォームの検討等

■地域での適応の推進

- 地方公共団体における気候変動影響評価や適応計画策定を支援するモデル事業実施、得られた成果の他の地方公共団体への展開等

■国際的施策

- 開発途上国への支援（気候変動影響評価や適応計画策定への協力等）
- アジア太平洋適応ネットワーク（APAN）等の国際ネットワークを通じた人材育成等への貢献等

(1) 適応の推進の流れ

気候変動の影響の内容や規模、及びそれに対する脆弱性は、影響を受ける側の気候条件、地理的条件、社会経済条件等の地域特性によって大きく異なり、早急に対応を要する分野等も地域特性により異なります。

また、適応を契機として、各地域がそれぞれの特徴を活かした新たな社会の創生につなげていく視点も重要なことから、その影響に対して講じられる適応策は、地域の特性を踏まえるとともに、地域の現場において主体的に検討し、取り組むことが重要です。

本県においては、下記の流れにより、適応を進めていくこととします。

(1) 現在の気候変動の状況とその影響の整理

適応策の検討には、地域における現在の気候変動の状況とその影響について知る必要があります。気温、降水量、極端な気象現象等の現在の状況とそれに関連して生じている様々な影響を整理します。

(2) 将来の気候変動の状況とその影響予測の整理

将来の気候変動の状況とその影響の予測についても知る必要があります。地域における気温、降水量等がどのように予測されているか、それに関連してどのような影響が予測されているか整理します。

(3) 既存施策における気候変動影響への対応等の整理

適応の効果を持つ施策は、既に取り組みされているものもあることから、関係部局が連携し、適応の効果を持つ既存施策について整理します。

(4) 気候変動影響の評価

(1) から (3) までの結果を踏まえ、本県にとって特に優先度の高い分野や項目を特定します。

(5) 適応策の取りまとめ

(4) の影響評価の結果を踏まえ、適応策を取りまとめます。

(6) 県民等との情報共有

適応は、行政だけではなく、県民や事業者が主体的に取り組むことが重要なことから、県民等との情報共有を図ります。

(2) 適応の推進体制

気候変動は様々な分野に影響を及ぼし、適応の取組は多岐にわたることから、関係部局が連携し、総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

このため、既存の庁内連携組織等を活用し、適応について情報共有を図り、検討を行う体制を整えることとします。